

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

下東条西保育所
理事長 井岡 光久
所長 大橋 知美

緊急事態宣言解除後の保育所の生活について

兵庫県に発令されていましたが緊急事態宣言が解除されました。

これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご家庭での保育にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

保育所においては、小学校同様に5月31日（日）までは、従来通り登園自粛要請期間とさせていただきます。緊急事態宣言解除に伴い、保護者の方の勤務体制等、生活に変化が生じることがあることと思います。ご家庭での保育が困難な場合は通常通り保育を実施します。欠席される場合は、ご連絡ください。

尚、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの感染リスクがなくなったわけではありませんので、仕事が終わりましたら、お子様のお迎えをお願いします。今後も感染リスクを減らすために、感染防止策の徹底をし、手洗い消毒など引き続き行っていますが、小さなお子様の保育所での生活の中では、密集・密接が避けられませんので工夫しながら生活をしていきたいと思っております。

登園の際は、必ずマスクの着用をお願いします。マスクの着用が難しいお子様につきましては、必ず通園カバンの中に名前を書いたマスクを入れておいてください。これから、暑くなってきます。熱中症になるリスクもありますので、お茶をたくさん持ってきてください。

また、お子様や保護者の体調の変化に、より一層注意していただくとともに、体調不良の際は、登園を控えていただきますようご理解ご協力をお願いします。

※ お迎えは、密を避けるためにお子様のお部屋まで迎えに来てください。

※ しばらくの間、16時以降の園庭開放は中止とさせていただきます。